

## 華北農村の家族制について

— 同族的結合と族産との関係 —

町 田 是 正

—

旧い中国家族の歴史的型態には——解放前夜に至るまで——同居同財家族。同居同爨家族・家族共産型などと呼ばれる血族集団（夫婦親子及びそれをめぐる近親者）と、これら個々の家族を包含した一層広範囲な広い父系的血族集団（宗族的家族）とがあつて、社会構成の主要なユニットを形成してきた。この父系的血族集団は、血縁的シンボルとして共同の姓を有するばかりでなく、共同の始祖と祭祀とを有し、その内部に族的統制が行われている組織体であつた。このような広い血族集団は、旧い中国で宗族（氏族）と呼ばれ、その構成員は族人（宗人）といわれ、その淵源は遠く周代の父権的氏族社会の規範となつた宗法に遡ることができる。そして、その族人の内から族長とか宗長が選ばれていた。従つて中国の宗族は、東洋的、前近代的権威主義に貫かれる父兄系的結合 *agnatischer Verband* であつたと同様に、家長的結合 *patriarchalscher Verband* であり、支配的結合 *herrschaftlicher Verband* であつた。<sup>①</sup>

筆者はさきに、斯る古い中国の家族制度に關して——ことに華北農村に於ける同族的結合と家族構成の度数について考察を加え、その卑見を披瀝しておいた。<sup>②</sup>しかし、そこでは専ら外形的、數量的分析による研究に止まり、中国家族の実態を社会構造的に分析把握する操作は怠った。また數量的考察のプロセスから生ずる問題——即ち華北農村に在っては何故に同族的結合力と大型家族の存在が弱いのかという、本質的な問題には余りタッチはしなかつた。従来中国の家族と云えば大型家族と同族結集が極めて強いというように一律的に理解されてきたが、しかしこの問題は平均して把えることは失当である。従つて、この小論に於ては可能なかぎりそのニュアンスを把えるよう努め、併せて社会構造的立場より華北農村社会の家族制を、同族的結合の度合と族産との關係から再び研究してみたい。

① 族長は同族の指揮統率者であり、宗族共同の實踐規範たる族約(宗約)の維持者である。近年の農村調査によつても、結合意識が比較的強い同族の間では族内規律の上で族長は大きな役割を認められている。同族結合が緊密でないといわれる華北でも河北省樂城縣の場合などでは養子縁組も婚姻も、分家、家産分割も族長の許可なくして行うことができない。(拙著「中国農村に於ける法意識の変革」(身延山大学々報三一号)しかし、家族制度のバックボーンをなす族長權威も、こと華北農村に關するならば、絶對的なシンボルとはなっていない。即ち河北省順義縣や山東省恩縣などでは、族長權の家族内部に及ぼす力は殆どないといわれている。(華北農村慣行調査資料全六卷)

② 拙著「華北農村の家族制について——同族的結合と家族構成の數量的考察——」(身延山大学学報「樓神」三五号)

## 二

本小論のサブタイトルとして掲げた「同族結合と族産との關係」とは、言葉を変えて云えば、同族結集機能としての族産ということである。ところで中国農村家族に於て族産と呼ばれるものには、大別して祖先を祭祀する場所としての宗祠や祠堂・若しくは族田や族譜が代表的なものである。

宗祠や祠堂というのは、同族や個々の家族が清明節（春分後十五日目で陽曆四月五日又は六日に当る）とか、十月一日に集まって祖先祭祀を行う場所である。この祖先祭祀は五倫五常（ことに孝の倫理）をバックボーンとして、中国家族と宗族の結合原理となっていた。この意味で中国の家族なり同族は、祭祀共同体 *Kultgemeinschaft* を形成していたと云えよう。

次に族田というのは、同族の祠堂や宗祠の祭費を出すために設けられた祭田や、墳墓の祭りの費用を出す目的をもった護聖地（祭田ともいう）や、同族互助のため設けられる義莊・義田、或は同族子弟教育のための学田・塾田などの同族共有にかゝる族田などというのである。しかし、祠堂や、宗祠・族田が一つには同族結集力の内部から生成されたものであるとすれば、<sup>④</sup>これが同祖同族の意識を呼び起し、同族結集の機能を果すことによって循環的にまたその結集度を強める傾向があるのは否めないであろう。

かゝる観点に立つとき、華北農村に於ける祠堂と族田の規模が、華中華南と比較して極めて乏しい傾向を示すと同時に、それと並行して同族結合の弱さが数量的に示唆されるとすれば、華北農村での族産は、同族結集機能としての力は弱いことになる。しばらく、華北農村の族田の小さな傾向を全土地所有動態のうえからみて、その絶対量の小さな所に族田のまた小さな理由があるところを指摘したい。

③ 中国の祖先祭祀には二種類ある——一つは同族が祠堂に集まってくるもの、他の一つは個々の家族の祖父父母の墓で行うものである。華北農村での祖先祭祀の調査を見れば、清明節とか鬼節（十月一日）に老墳に詣り、黄紙を焼くのが習慣で、その後で会食するのも普通行われている（山東省恩県・河北欒城県での調査）華北農村の如く族産に富まれず、祠堂のない同族は散々互々として老墳に詣るのみである。祖先祭祀が同族結集意識と関係あるとしても、華北農村の場合、富まれた同族のみが「老祖先を祭る時は侯姓全体が集まるか——十月一日には全部が紙を持って行って焼く」河北省恩県後夏寨）に止まり、全同族が結集する機会は稀である。

④ 中国農村に於ける族田（祭田・義莊）の生成時期に関して、仁井田教授「中国の同族又は村落の土地所有問題」（東京大学東洋文化研究所編「土地所有の史的研究」所収）の中で、同族の共同地の再編成の時期を十一世紀宋代以降に求めておられる。

三

先に見たように華北農村に於いて族産といわれるものには、族譜・宗祠・族田などが数えられるが、その族産の多寡が同族結集を左右する機能を果しているとするれば、族産との関係が重要視されてくる。以下に族産の主体をなす族田について、華北農村慣行調査資料を中心として考察してみよう。

河北省順義県沙井村の土地所有形態を眺めてみる。沙井村は戸数約七十、人口約四百をもち、村の大きさは、華北村落の一般的規模に準ずる。また村民が十数姓に分れ、最大姓のものも十三戸を占める程度であって、同姓（同族）部落的色彩のないことも、華北村落の一般的性格を示している。農民の生活は全体として貧しい。村民所有地は総計約一〇頃（二頃は百畝、一畝は日本の六・二畝）平均一戸当り一四畝強、一人当り約二・五畝である。過不足のない普通の生活をするには、一人平均五畝が必要といわれるが、それに対して半分の土地しかない。黒地（かくし田）の存在を考えに入れても、土地の全体的欠乏は争えない事実である。その上に、この少い土地の中で、土地の配分が偏しているために——所謂半封建的搾取関係によって——多数の農民は劣悪極まる状態におかれている。土地皆無者及び十畝以下の極客細土地所有者は計四〇戸

所有地の配分				
畝数	戸数		畝数合計	
	戸数	%	畝数	%
0	15	21	0	0
1-5	18	26	59	6
6-10	9	13	75	8
11-15	3	4	37	4
16-20	10	14	171	18
21-25	5	7	120	12
26-30	1	1	30	3
31-40	4	6	141	15
41-50	3	4	137	4
51-80	0	0	0	0
81-100	1	1	83	9
100以上	1	1	110	10
計	70	98	963	99

(六〇%)に上り、生活に余裕ある三二畝以上のものは僅か九戸(一二%)にすぎない。斯る土地所有形態が示す如く、順義県沙井村の場合など、村全体の土地所有の絶対量が不足しているから、この不足の土地から同族共有の族田を所有することなどは思いもよらぬところである。族田の所有が不可能だとすれば、宗祠の祭費をつくり出すための祭田や護墜地を保有することも出来ないものであって、同族結集の場は失われることになるのである。

次に河北省欒城県寺北柴村の土地動態を見てみよう。<sup>⑦</sup>欒城県の社会構成は河北の他の地域に比して同族部落的色彩が強いのであるが、寺北柴村は県城の北三華里約二軒にある貧村である。<sup>⑧</sup>昭和十七年調査当時戸数百四十、人口七百十で、大体平坦な灌漑のできる良耕地であった。しかし、その所有地は一戸平均十五畝に足らず、経営耕地も一戸平均約十五畝弱であつて、県の平均よりかなり低い。平年作の場合、家族一人につき生活可能な耕地面積は、自己所有地で五畝、小作地で十畝といい、借金せずに普通の生活ができるものは十戸に過ぎないという報告がなされているが、一戸平均家族員五人強の本村で前掲のような土地関係からは肯定できるものは十戸に過ぎないという報告がなされているが、%を主として北関の地主数名に典し、その約七十八%を更に小作の形で耕作しており、同じく北関を主とする県

所 有 地			
戸数	%	畝 数	%
6	4.3	0	—
39	27.6	109.4	7.9
38	27.1	268.7	19.5
24	17.1	273.0	19.9
8	5.7	127.0	9.2
11	7.9	242.0	17.6
6	4.3	210.5	15.3
2	1.4	146.5	10.6
6	4.3	—	—
140	100.0	1377.1	100.0

経 営 耕 地			
戸数	%	畝 数	%
25	17.9	0	—
30	21.4	74.7	3.6
14	10.0	98.2	4.7
19	13.6	225.5	10.9
7	5.0	115.0	5.5
11	7.9	252.8	12.2
17	12.1	644.5	31.1
10	7.1	663.5	32.0
7	5.0	—	—
140	100.0	2,074.2	100.0

城内外の地主から更に八百余畝を小作して耕作土地を補っている状況である。県の一戸平均人口五・四人に対する平均耕地十畝強というのも、河北農民のよくいう人多地少の例に洩れな

いが、本村ではそれが更に甚だしく、単に耕地不足というだけでなく、右のような土地所有及び経営の零細な配分状況と小作農の地主への隷属関係からして、同族結集機能たる族産（族田、宗祠）を所有することは不可能である。事実本村は雜姓同居の部落であつて、最も多い郝姓も全戸数の三五%を占めるに過ぎない。矢張り本村に於ても土地の絶対量不足から同族結合が弱められていると見られるのである。

次に山東省歷城県冷水溝莊の土地關係を見れば、本村の所有地合計は約四十二頃で、その中の十四頃は水田で稲を作っている。四十二頃の土地は大体平均化されて村民に所有されている。百畝以上の所有者は僅か一戸、五十畝以上は約十戸で、また全然土地を所有しないものも極めて少く、大多数のものは十畝前後の土地を所有している（この地方の畝は大畝で、その一畝は普通の一畝＝官畝の二・五倍に当る）。従つて村民の大部分は自作農であり、自作農が約二十五戸あるに過ぎない。貧富の差が余りなく殆ど生活が可能であることは本村の特色であり、この地域では富裕な部落とされている。斯る富裕な本村に在つては、同族的結合の度合も強く、全戸数三百七戸の内に李姓百七十戸、楊姓五十戸、謝姓四十戸があり、李姓が全体の六十一%。楊姓が十六%。謝姓が十三%で、三大姓によって九十%が占められ、同族（同姓）集居の傾向が見られるのである。

次に山東省恩県後夏寨に於ける所有土地畝数別戸数及び面積の割合を見れば、本村は戸数約百三十、人口七百で農業を主とする貧村である。百三十戸のうち、不明四戸を除いた百二十六戸の所有地は約二千五百三十畝で一戸平均二十畝ばかりである。一家六人として普通の生活をするのに三十畝、副業もせずによつてゆくには五十畝を要するという農民の応答があるところから、本村の土地不足は明瞭である。戸数の過半数は所有土地三十畝に満たない過小農で、多かれ少なかれ小作もし、その他の副業を行っている。右のような土地所有關係から本村に於ても同族結合は極

所有畝数別戸数		
畝数	戸数	%
0-5	5	4.6
5-10	19	17.7
10-20	29	26.9
20-30	22	20.4
30-40	15	13.9
40-50	5	4.6
50-60	2	1.8
60-70	2	1.8
70-80	3	2.8
80-90	0	0
90-100	1	0.9
100-110	1	0.9
110-120	0	0
120-130	0	0
130-140	0	0
140-150	1	0.9
150以上	3	2.8
計	108	100.0

所有土地戸数畝数別戸数面積割合				
畝数	戸数	%	畝数	%
0-4.9	6	4.6	15.9	0.6
5.0-9.9	19	14.6	135.6	5.4
10.0-14.9	23	17.7	267.5	10.6
15.0-19.9	20	15.4	326.5	12.9
20.0-29.9	35	26.9	835.8	33.0
30.0-39.9	11	8.5	364.8	14.4
40.0-49.9	9	6.9	393.5	15.6
50.0-	3	2.3	190.0	7.5
不明	4	3.1	-	0
計	130	100	2529.6	100

の不耕作地主は見られないが、所有地の大半を自ら耕作して残余を小作に出している地主は十三戸に上っており、それを承租している小作農は四十戸に及んでいる。本村に地主が存在することは有力な同姓（同族）のあることを示している。事実村名の侯家營の名称が示す如く侯姓が最も多く八十四戸（七三・七％）を占め、劉姓十、王姓六、陳姓

めて弱い。調査報告に従えば、大体分家によって分れた直系親で構成されている家が多く、傍系親を含む大型家族は少いようである。⑪姓別にみても最も多い王姓が五十一戸、馬姓が三十戸、吳姓が十八戸で、その他は極めて少く、華北農村一般に見られるような雜姓部落である。

次に河北省昌黎縣侯家營の土地所有關係をみよう。⑫本村の戸数百十七戸、人口七百四人、村民所有地總面積は二千九百七十九畝である。左表によれば所有畝数三十畝以下は七十五戸約七〇％に上っており、五十畝以上は僅かに十五戸に過ぎない。（左表の戸数は百十七戸の中不明を除いたものである）。一戸平均所有数は約三十畝となる。小作關係について見ると、純粹

五、孔、齊、蕭、伝、池、李、費、葉の各姓が一同となっている。従って河北地域内にあつては同族村落の色彩が濃いといえよう。ここにも土地所有の動態と同族的結合の間には密なる關係があるように思われる。

- ⑤ 中国農村慣行調査刊行会編「中国農村慣行調査」才一卷六七頁。拙著「解放前夜に於ける中国農村の生活」(身延山大学学報才三十号・昭和三十年十月)。
- ⑥ 拙著「華北農村の家族制について」(身延山大学々報才三十五号・昭和三十七年)。仁井田教授「中国農村の家族」(東大出版会・六三頁)。
- ⑦ 前掲調査書第三卷五—六頁。
- ⑧ 拙著註六前掲書。仁井田教授前掲書。
- ⑨ 前掲調査書才四卷九頁。
- ⑩ 前掲同書十頁。
- ⑪ 前掲調査書才四卷五五七—五六三頁「山東省恩県後夏寨戸別調査表」参照。拙著註六前掲書一〇七頁参照。筆者がトータルした結果を示してある。
- ⑫ 前掲調査書才五卷五頁。

#### 四

前米、華北農村に於ける土地所有關係を中心として同族結合の強弱を見てきたが、そこでは土地所有の多寡がそのまま、同族結合の度合と關係しているように見える。本節に於ては更に族産の全体にわたって、華中華南との比較に於て、華北の同族的結合のニュアンスを考察してみたい。

さて華中華南の祠堂、宗祠については、例えばカルプ氏の調査した広東省潮安方面の同族部落——鳳凰村——の記録にあるように、一族全体の遠祖を祀った大宗祠の他に二大分派それぞれの宗祠及び二大分派よりも小さい分派各々の宗祠を有している。斯る傾向は華南広東省では珍しいことではない。清末の浙江省嘉善地方の楓涇鎮では僅か一鎮に二十余りの宗祠の類があった。同じく清末の浙江省奉化県鄞源郷の部落構成を記した鄞源郷志にも、一つの同族で



宗祠十四を有するもの、八を有するもの、七を有するもの、各々一つが挙げられ、五つを有するものは四に及び、郷源郷だけで宗祠の数は百二十九、宗祠を有する同族は六十五に達している。<sup>⑮</sup>

華中華南の族田がまた莫大な数に上っていることは、マジヤール氏や天野元之助氏及び林惠海教授などの報告に見られるところである。<sup>⑯</sup>仁井田教授の研究に従えば、広東省の全耕地面積三割は太公田（祭田族田）であり、珠江のデルタ地帯の県では全耕地の五割、多いところでは六割までも太公田であるという。広東に次いで福建、浙江、江蘇などに族田（義莊祭田）が多い。そして一族の有する族田の総面積は数千畝、ないし二万畝にも及ぶものがあるという。

このような華中華南に対して華北ではどうか。李景漢氏による河北省定県の調査を参照すれば、定県は華北農村の中にあつては同族的結合が比較的強い地域であるが、それでさえ宗祠十九、その収益をもつて宗祠の祭祀の用に供する族田（祠産祭田）も多くは三畝乃至三十畝程度であり、特に大きい場合でも六十畝止まりである。<sup>⑰</sup>

すでに前節で見た華北農村各地域の傾向も、定県の枠内をこえるものではないし、それより小規模であることは土地所有畝数の極めて貧弱のことから明瞭である。河北省樂城県に於ても祠堂宗祠はなく、従つて祠堂宗祠のための族田（祭田）がなく、祖先墳墓のための族田（護墜地）があるに止まるのである（早川、旗田両氏調査）。<sup>⑱</sup>また同県寺北柴村の七姓の内でも、徐と郝の二姓だけが僅かながら族田を有しているのみである。このように樂城県のようなところでも、祠堂も祭田もなく、族田といつても護墜地であり、それさえもっている同族は少く、且その面積も岩細である。即ち族田を所有していても、その収入のみでは祠堂と墓地を維持することも不可能に近く、僅かに伝統的な年二回の祭祀を行うのが精いっぱいである。

河北省順義県内には蘇莊とその北の汪家場の二ヶ村に各一つの祠堂がある。蘇莊の祠堂——趙家家祠は、七百年前山東方面より移住した趙姓の祠堂である。趙姓は清代には貢生一名、秀才五名、舉生一名、舉人一名を出し、県下ではかなり有力な同族である。この祠堂の建設は民國二十六年現在の村長の父の發起に依り、建設の目的は共同の祖先を祭ることの外、一族の者が四十戸もおり婚喪儀等に器具を各自に準備するのは甚だ不経済であるためという建設費は二千元を要したが、これは所有畝数に応じて割当て、材木には趙姓の叢地の樹木を伐って使用した。この祠堂で同族が集合するのは過年（新年）と清明節で、過年には族長を中心にして祖先を拝み年賀を取交して会食する。清明節には同族の者は各別に始祖の塚に行き次いで自家の塚に詣で、帰路に祠堂に集まり一同食事をする。<sup>20</sup>

趙姓のこのような規模の祠堂は、華北農村としては珍らしい方であるが、それでもその規模は華中華南の大きなものや美麗なものには比ぶべくもない。また順義県内では他の地域には見られない豪壯な邸宅を構えるという汪家場汪家の祠堂にしても、現在は荒廢して僅かに清明節に一族の者が集まり会食を共にする程度である。汪家の墓地には七畝の墳塋地が附屬しその小作料を以って祠堂の維持費に当てると云っているが、<sup>21</sup>これも亦華南に見られる広大な族田とは比較にならない。たとえ僅かな族田（護墳地）があつたとしても、どの族でもあるとは限らない。所有する同族もあれば全くないものもあるのが、華北農村の一般的傾向と思われる。

山東省恩県後寨夏には祠堂はない。寒食節（清明節の二日前）とか清明節には祖先の墳墓（塚）に詣って、これを祀ることは行われている。祠堂がなくても同祖を祀るのは祖先崇拜の意識が表明されていよう。本村では墳墓の周囲には同族共有の耕作地があるが、その面積は李姓の僅か一畝余り、呉姓の三畝位、王姓及び田姓では一畝位、その多い馬姓でも漸く三畝強程度である。この耕地は同族の内の貧しい者に耕作させている。耕作者は正月二日の同族会で

決める慣わし) 耕作者からは小作料をとらない。その代りに、耕作者は祖先の墳墓の祭に使用する黄錢紙や香や金銀箔等を買う役目を負っている。正月二日の会食は「大きい同族では行われている」正月二日に祖先の坟に詣り、後で会食するのを宗子社という。正月同族は家譜のある家に集った上で祖先の坟祖に詣る。<sup>22)</sup>

次に華北農村地帯としては同族結合が強いと見られる山東省歷城県冷水溝莊には李氏宗祠がある。李氏は本村三百七戸の内百七十戸(六一%)を占めている。民国二十一年巧月、李氏同族によって建てられた碑——李氏宗祠墓碑序——によると、民国九年祖坟内の柏樹二十余株を同族合意の上、売って得た金で同族の故宅を買い、それを宗祠としたという。しかし現在では同族が集会することはない。清明節に同族が相会することもないという。<sup>23)</sup> 同族が集会しないばかりか、李氏には族長が居らない。また李氏全体で所有している祖坟と家祠にしても責任ある管理者は居らず、同姓同族といっても、李氏一族の族的結集力は緊密ではない。たしかに李氏の本村に占める比率は六割一分をなしている、度数の上では同族結合の強さを思わせるが、「同族の中の特に近い関係の者及び近所の者以外は一般の村の人となんら変らない」(早川保氏調査)<sup>24)</sup>の如く、宗祠や共同の祖坟があったとしても、李氏の場合、それらの族産が同族結集の機能的働きを果さない。このようなケースは、華北農村のみならず、旧い中国農村の家族制度にあっては、極めて稀な事例として注目すべきものである。そこでは外部的な力によらずして同族内部から解体崩壊せしめられ、族田の再分配、土地所有の再編成が行われようとしている。これは血縁共同を破り、或る意味では中国の近代化へのプロセスとも云えよう。

しかし又、宗祠や族田を所有することは、社会的に經濟的に極めて不安定性の上におかれた農民が、生きるための自己擁護の結合の意味をもっている。遠く六朝期の諺として「上品に寒門なく下品に勢族なし」といわれたように、

官品の上下は門地の上下によって決定したとすれば、そこには大がかりな同族結集を生成し、家門や同族の称揚が行われたことは自然の理として考えられる。こうした傾向は解放前夜に至る華北農村でも見られる所で、立身出世（官吏）した者が一族の為に宗祠を建て族田を設けることが見られる。例えば、清代の方望溪の文集に記された赫氏祭田記によると、父子兄弟相ついで官を得た赫姓では、河北省宝坻県に五百八十畝の祭田をつくったとある。<sup>25)</sup>同じく清代の尹会一の健全堂宗法記やその年譜によると、吏部侍郎となった尹会一は、保定府博野県（河北省）に祠堂宗祠を建て、そこでの祭祀のために祭田百畝、又十九畝を設け、墳墓の祭りのために別に百畝の祭田をつくり、義田（同族相互扶助の土地）百畝を以て同族を、更に義田百畝を以て郷党をたすけ、学田百畝、又五十畝、塾田百畝を次々に設けて子弟の教育に充て、更に宗子（本家の嫡子）のために宗田百畝を設けた。その祭田義田併せて族産は八百畝に及ぶという。<sup>26)</sup>

従って、華北農村の族田が一般に零細といっても、河北省（清代は直隸省）宝坻県の赫姓及び保定府博野県の尹姓や、近時では山東省徳県の諸姓に見るような五百畝六百畝乃至一千畝に及ぶものがないではない。然し、総体的に比較した場合、同族に対する依存度は華北では華中華南に比して低位にある。同族結集機能として大きな力をもつ族田の類も、華北農村では余り大きな数量を示さないことは、先來すでに考察した通りである。

② D. H. Kulp, *Country Life of South China, The Sociology of Familism, 1925, p146.*

① 統修楓溼小志（宣統三年序刊）卷二志建置には、顧氏世徳祠、義田六百畝今廢、費氏支祠祀田、戴氏支祠祀田、戴氏支祠義田一百三十三畝今廢、陳氏毓秀祠祭田一百畝統置田數頃共計一十三頃有奇、蔡氏支祠義田三百畝、葉氏支祠、吳氏支祠、許公祠、王氏宗祠義田八百畝今廢、程氏宗祠義田一千余畝、張氏支祠、黃氏支祠、波氏支祠、朱氏支祠、楊氏支祠義田一千余畝、謝氏支祠、姚氏支祠、許氏支祠義田八百畝、畢氏支祠、波氏啓秀祠、葉氏支祠のように宗祠及び支祠が見え、また祭田義田が千畝、数百

敵に及んでいる。

⑮ 牧野巽教授「中国に於ける家族の村落分布に関する統計的資料」（家族と村落才二輯昭和十七年九月）牧野教授の調査資料に見られる郷源郷の村落構成には近年大きな変化がないものとして参照する。

⑯ マジャール「支那農業経済論」（井上照丸氏訳・一九四頁以下）。天野元之助氏「支那農業経済論」（昭和十五年七月三九頁以下）。林惠海教授「中支江南社会制度研究」上巻。拙著「解放前夜に於ける中国農村の生活」（身延山大学学報第三十号）。

⑰ 李景漢氏「定県社会概況調査」（民国二十二年二月・一七二頁）

⑱ 中国農村慣行調査刊行会編「中国農村慣行調査」才三巻六七―一五九頁・早川保・旗田魏・安藤鎮正・佐野利一の四氏の調査報告。

⑲ 前掲同書参照。

⑳ 前掲調査書才一卷二―一二二頁。順義県才四区蘇荘に於ける山本斌氏と趙村長との応答を要記す。

㉑ 前掲書才一卷二七頁。山本・杉浦両氏調査。

㉒ 前掲調査書才四巻四三五・四三七・四四〇・四四七頁参照。内田智雄氏調査。

㉓ 前掲調査書才四巻一三六頁。早川保氏調査。冷水溝荘の大きな同族としての李姓は竜洞に移住し、李氏宗祠には祖先の像も掲げることなく、清明節にも墳墓に詣ることはないとされている。

㉔ 前掲同書一三七頁。

㉕ 方望溪先生全集巻十四赫氏祭田記「君為山東布政使以書來告曰、先王父入関隸正黃旗、受宝抵田五百八十畝、以授吾父暨叔父吾父以公事出二頃、余八十畝、歲時具牲醴、常苦不充、及將終、以授某曰、小子勸哉、奉先合族、無忘吾志、某兄弟四人、伯兄早世、季弟永泰後叔父、而叔父亦即世、某監宝泉局、始克婦、先父出典之田、以大半給三弟永寧、余人祭田、及永泰得官唱然曰巨嫂衣食於兄、我為叔父後、而喪葬兄力任之、乃坐享遺田、心不能安、請以婦於公、時某統置竜虎莊五百五十畝、乃以分給寧泰而祖遺五百八十畝盡為田、以其余周族姓……如范氏義田、以繼先入之志」右に關して天海謙三郎氏の宝抵県農村調査報告によると、西范莊郷地域には、祭田・香火地・祠産等と名づける族産はなく、墳墓は同族の共有であるが、大抵墓地のみで、周囲には附屬土地はないとのことである。（滿鉄「支那土地問題に關する調査資料」昭和十二年二月一七頁）。

㉖ 健余先生文集（畿輔叢書）巻四健余堂宗法記「城中三錫祠一所祭田百畝」「東章祭田百畝」「東章祖廟一所祭田十九畝」「東章義田百畝」「在城社義田百畝」「義館一所學田百畝」「東章義學一所學田五十畝」「東章義倉」「宗田百畝」。尹健余先生年

五

前来看てきた如く、中国農村——華北村落——にあっては、階級に関係なく同族意識をもっているが、同族の性質に関する考方、また同族の機能（族産）に対する見方には少しくニュアンスが見られる。

たとえば、(一)河北省の順義縣・樂城縣・良鄉縣・山東省の恩縣には、その生活の貧困の為に祠堂や族田が殆どなく同族的機能は失われつゝある。しかし清明節とか鬼節には同族の老墳に詣り、或は会食するなど同族意識は割合いに強く残っている。(二)しかし山東省歷城縣の李姓のように、同族結集機能たる祠堂や護塋地を所有しながらも、同族意識が欠如している場合が見られる。従つて、前者の場合の同族とは、族人の個々人およびその家族の経済的・社会的生活にいろいろな意味で影響するところの一つの現実的な社会的単位と考えられる。それに対し後者の場合は、同族（宗族）という言葉を知らないのみか、僅かに同族的意識と云えば、同姓同郷の近隣の数家族を対象とするのみで、同族の意味は失われつゝある。

華北農村に於て、同族的機能が失われつゝあることは——全く失われている場合もある——同族意識を弱める結果となろう。数量的に見ても、華中華南のように同族の数量的な結集度合の大きい所では同族が共同祖先を祭る祠堂又は宗祠の数と規模も大きい傾向がある。然るに、華北では祠堂や祭田を所有している同族は少く、族田といつても、その多くは墳墓をめぐる僅少の護塋地の程度であり、それさえ所有する同族は少い。即ち、同族生活に欠くことのできない要素——族産——を有しないということは、祠堂と墓地を維持することが不可能のみか、結局するところ同族

の意味は失われていくと見たい。

かくて近年人民中国の行った政治革命の一つ——土地改革を迎えた中国農村にあって、族産の没収によって受ける被害影響の度合は、華中華南に甚だしく、華北では少いといえよう。既に解放前夜の華北農村に於ては、同族的結合が内部的解体過程に入っていたことは注目に値する。それが近來の土地革命を経過し、土地所有の再編成が行われ、本来の意味で近代中国の建設に踏み出したのである。

37・8・30 初稿脱 — 史学会々員 —